



年が明けてすぐに緊急事態宣言と、今年もコロナウィルスの影響が続きそうな1年となりましたが、ワクチンの普及、経済活動再開による株高など、経済復活の兆しも見え始めております。引き続きテレワークによる決算処理などの対応が続きますが、あと少し乗り切ってまいりましょう。

### I. 最新情報（2021年1月1日～2021年1月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

#### 6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 1月7日	周知	会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」	日本公認会計士協会は、会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」を2021年1月7日付けで発出しましたので、お知らせいたします。	—

2021年 1月18日	公開 草案	「監査・保証実務 委員会研究報告 「事業報告等と有 価証券報告書の一 体開示に含まれる 財務諸表に対する 監査報告書に関す る研究報告」(公 開草案)の公表に ついて	2018年12月28日付けで公表された「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省)において、会社法に基づく事業報告及び計算書類等と金融商品取引法に基づく有価証券報告書の一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策として、有価証券報告書兼事業報告書の記載例が示されました。  日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、当該有価証券報告書兼事業報告書に含まれる財務諸表及び連結財務諸表に対する監査報告書に関して、会員の業務を支援するために留意事項を取りまとめ、公開草案として広く意見を求めることといたしました。	—
2021年 1月19日	公開 草案	「監査・保証実務 委員会実務指針第 85号「監査報告書 の文例」等の改正」 (公開草案)の公 表について	日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(2020年11月6日)及び「監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正について(公開草案)」(2020年10月21日)等の公表に伴い、従来の監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の見直しを進めており、このたび、一定の取りまとめを終えたため、公開草案として広く意見を求めることといたしました。	
2021年 1月19日	意見	「財務諸表等の監 査証明に関する内 閣府令等の一部を 改正する内閣府令 (案)」に対する 意見について	2020年12月24日に金融庁から「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見募集が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会(監査基準委員会)では、この府令案に対する意見を取りまとめ、2021年1月19日付けで金融庁企画市場局企業開示課に提出いたしましたのでお知らせします。	
2021年 1月21日	意見	国際評価基準審議 会(IVSC)コメン ト募集「国際評価 基準(IVS)アジェ ンダ協議2020」 に対するコメント の提出について	2020年10月16日に国際評価基準審議会(IVSC)からコメント募集「国際評価基準(IVS)アジェンダ協議2020」(IVS Agenda Consultation 2020)が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会では、この文書に対するコメントを取りまとめ、2021年1月14日にIVSCに提出しましたのでお知らせします。	
2021年 1月22日	公開 草案	「監査・保証実務 委員会実務指針	日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、保証実務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」(2016年1月26	

		2430「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」及び同2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について	日)等の公表に伴い、東証意見表明業務に関する従来の監査・保証実務委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務(中間報告)」及び同第14号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する意見表明業務(中間報告)」に代わる実務指針の検討を進めており、このたび、一定の取りまとめを終えたため、公開草案として広く意見を求めることといたしました。	
2021年 1月27日	公開 草案	「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について(公開草案)の公表について	日本監査役協会及び日本公認会計士協会(監査基準委員会)では、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」については、前回(2018年1月)の本研究報告の改正以降に行われた監査基準の改訂等の反映について、このたびある程度の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。 主な改正内容 ①監査基準(2020年11月改訂) 「③その他の規範における規定」に「・監査基準における規定」を追加等 ②監査基準委員会報告書260(2019年2月、同年6月、2020年8月改正) 「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」の「監査人に関する重要な事項」に「規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容」を追加等 ③監査基準委員会報告書701(2019年2月公表) 「2. 監査役等と監査人との連携と効果」にてKAMの選定過程について追加、「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」のKAMに関するコミュニケーション項目の追加等 ④監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2021年1月改正予定) 「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」に	

			その他の記載内容に関するコミュニケーション項目（入手時期等）を追加等	
2021年 1月29日	公開 草案	「監査・保証実務委員会実務指針3420「監査・保証実務委員会実務指針「プロフォーマ財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、保証実務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」（2017年12月19日）等の公表に伴い、東証意見表明業務に関する従来の監査・保証実務委員会研究報告第17号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報に関する書類に対する公認会計士又は監査法人の報告業務について（中間報告）」に代わる実務指針の検討を進めており、このたび、一定の取りまとめを終えたため、公開草案として広く意見を求めることといたしました。	
2021年 1月29日	報告 書	監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」及び関連する監査基準委員会報告書の改正について	日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、2021年1月14日に開催された常務理事会の承認を受けて、従来我が国において禁止されている内部監査人による監査人の直接補助（ダイレクトアシスタンス）について、海外の構成単位の監査においても内部監査人が構成単位の監査人を直接補助することがないようにするための監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」及び関連する監査基準委員会報告書の改正を公表しましたのでお知らせいたします。	
2021年 1月29日	意見	「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見について	2020年12月6日に法務省から「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、この省令案に対する意見を取りまとめ、2021年1月6日付けで法務省に提出いたしましたのでお知らせします。	

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

2021年1月18日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より、企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」が公表されました。

2019年適用指針においては、投資信託の時価の算定、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について、一定期間の審議後に公表するとされていましたが、ASBJにより、今般、本公開草案が公表されるに至ったものです。本公開草案に対しては、2021年3月18日（木）までコメントが募集されています。

## ●概要

1. 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱いについて、以下の内容が提案されています。

- (1)時価の算定に関する取扱い（本公開草案第 24-2 項から第 24-6 項及び第 49-2 項から第 49-6 項）
- (2)時価のレベルの分類及び開示（本公開草案第 24-7 項及び第 49-7 項）

2. 投資信託財産が不動産である投資信託の取扱いについて、以下の内容が提案されています。

- (1)貸借対照表価額（本公開草案第 49-8 項及び第 49-9 項）
- (2)時価の算定に関する取扱い（本公開草案第 24-8 項から第 24-10 項及び第 49-10 項から第 49-12 項）
- (3)時価のレベルの分類及び開示（本公開草案第 24-11 項及び第 49-13 項）
- (4)投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い（本公開草案第 24-12 項及び第 49-14 項）。

3. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて、以下の内容が提案されています（本公開草案第 24-15 項、第 49-16 項及び第 49-17 項）。

時価の注記を要しないこととし、その場合、次の内容を注記する。

- (1)時価の注記を要しないとする取扱い（本公開草案第 24-15 項）を適用しており、時価の注記を行っていない旨
- (2)時価の注記を要しないとする取扱い（本公開草案第 24-15 項）を適用した組合等への出資の貸借対諸表計上額の合計額

## ●適用時期

2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表から適用すること提案されています。また、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用できることが提案されています。

なお、本公開草案が最終化された場合の本適用指針の適用初年度においては、本公開草案が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することが提案されています。

以 上

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703